

豊橋市制施行120周年記念ロゴマークの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊橋市制施行120周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について必要な事項を定め、広くロゴマークの利活用を促進し、市制施行120周年のPRを図ることを目的とする。

(ロゴマークの使用)

第2条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は、豊橋市に属する。

(使用許諾の申込み)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ豊橋市長（以下「市長」という。）の許諾を受けなければならない。ただし、次条各号に掲げる者については、この限りでない。

2 前項の規定による使用許諾を受けようとする者は、使用許諾申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、あらかじめ市長へ提出しなければならない。その申込内容に変更が生じたときも、同様とする。

3 市長は、前項の規定により申込みを行った者（以下「申込者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(使用許諾の届出)

第4条 次に掲げる者が、ロゴマークを使用する場合は、事前に市長へ届出をしなければならない。

- (1) 豊橋市又は公共的団体等
- (2) 報道機関（報道の目的に使用する場合に限る。）
- (3) その他市長が許諾を要しないと認めた者

(使用許諾の決定)

第5条 市長は、申込書が提出されたときは、その適否を決定し、使用許諾書（様式第2号）又は使用不許諾通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

2 前項の規定による使用許諾においては、市長は、必要な条件を付すことができる。
3 使用許諾の期間は、使用許諾の決定日から令和9年3月31日までとする。

(使用許諾の制限)

第6条 市長は、ロゴマークの使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許諾しないものとする。

- (1) 個人・団体のマーク又は商標として独占的に使用する場合
- (2) 政治、宗教、思想等の活動に利用しようとする場合
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- (4) 豊橋市のイメージを損なうおそれのある場合
- (5) 市制施行120周年記念事業のイメージを損なうおそれのある場合
- (6) その他市長がロゴマークの利用が適当でないと認めた場合

(遵守事項)

第7条 使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの使用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) ロゴマークの使用にあたっては、使用許諾を受けた範囲に限ること。
- (3) 使用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) その他各種法令を遵守すること。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料については、無料とする。

(使用許諾の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許諾を取り消し、使用者に対し、必要な措置を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの要綱の定める事項に違反した場合
- (2) 使用者が使用許諾書（様式第2号）に記載された内容に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他市長が適当でないと認めた場合

(使用許諾を受けないで使用した場合の措置)

第10条 市長は、使用許諾を受けないでロゴマークを使用している者に対し、当該使用的停止を求めるものとする。

(賠償責任等)

第11条 豊橋市は、使用許諾を行ったことに起因し生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、豊橋市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により豊橋市に損害を与えた

場合は、これによって生じた損害を豊橋市に賠償しなければならない。

4 市長は、前2項の規定に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(事務)

第12条 この要綱に関する事務は、総務部行政課が行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。